

沼田市過疎地域持続的発展計画

令和3年11月策定
令和7年6月変更

群馬県沼田市

沼田市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

目 次

1 基本的な事項

(1) 市の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	8
(3) 行財政の状況	1 2
(4) 地域の持続的発展の基本方針	1 5
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	1 8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	2 0
(7) 計画期間	2 0
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	2 0

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 現況及び問題点	2 1
(2) その対策	2 2
(3) 計画	2 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 4

3 産業の振興

(1) 現況及び問題点	2 4
(2) その対策	2 6
(3) 計画	2 8
(4) 産業振興促進事項	3 0
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	3 0

4 地域における情報化

(1) 現況及び問題点	3 1
(2) その対策	3 1
(3) 計画	3 2

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況及び問題点	3 2
(2) その対策	3 3
(3) 計画	3 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 5

6 生活環境の整備

(1) 現況及び問題点	3 6
(2) その対策	3 7
(3) 計画	3 8
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 9

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況及び問題点	3 9
(2) その対策	4 1
(3) 計画	4 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 2

8 医療の確保

(1) 現況及び問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計画	4 4

9 教育の振興

(1) 現況及び問題点	4 4
(2) その対策	4 6
(3) 計画	4 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 7

10 集落の整備

(1) 現況及び問題点	4 9
-------------------	-----

(2) その対策	4 9
(3) 計画	4 9

11 地域文化の振興等

(1) 現況及び問題点	5 1
(2) その対策	5 1
(3) 計画	5 2

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況及び問題点	5 2
(2) その対策	5 3
(3) 計画	5 3

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況及び問題点	5 3
(2) その対策	5 4
(3) 計画	5 5
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 5

○事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分.....	5 6
---------------------------------------	-----

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然、歴史、社会、経済の概要

○ 自然

本市は、群馬県の北部に位置し、赤城山や武尊山など日本百名山にあげられる山々に四方を囲まれた、東西に長く、標高は250メートルから2,000メートル余りに及ぶ起伏に富んだ地形で、総面積443.46平方キロメートル、人口約46,000人の自然豊かなまちである。

このような地勢は、地域における産業や生活面などに様々な特色を生み出しているが、東洋のナイアガラと称される「吹割の滝」・関東有数のブナ林のある「玉原高原」に代表される豊かな自然環境は、豊富な温泉やリゾート施設などが相まって、我が国でも有数の観光地としての資質を有している。

気候は、比較的降水量が少ない夏冬・昼夜の寒暖の差の大きい内陸性の気候と日本海側の気候の境界となっている。

一方で、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき過疎地域に指定される旧利根村区域は、群馬県の北端、沼田市の東部に位置し、赤城山の北面から東北部に連なる高原・寒冷地帯である。周囲を標高1,300メートルから1,400メートルの山々に囲まれ、区域の93.5パーセントは山林・原野などで占められており、耕地面積はわずか2.9パーセントである。区域の西側には、片品川をはじめとした大小の河川が流れ、河岸段丘を形成し、この河川沿いに集落と耕地が散在している。また、気候は、冬季山岳部において降雪量が多く、月別の平均気温では、2月が0.7度、8月が24.6度である。

○ 歴史

本市は、奈良古墳群などの縄文時代から弥生時代、古墳時代にかけての豊富な遺跡が確認されていることから、原始時代から人々が生活していたことがうかがえる。また、戦国時代には、豊臣秀吉の小田原征伐により、北条氏が滅亡したことで真田氏の支配が確立し、真田氏により、沼田城の大改修や五層の天守が建造されるなど、北毛の中心として栄えた。

一方で、旧利根村区域は、江戸時代から沼田藩の東部に位置し、俗に東入りといわれ、会津街道、大間々街道が東西に縦貫する交通の要衝地として発展してきた。

明治・大正・昭和の時代になると、近代化とともに物的・人的交流が盛んになり、美しい自然環境と豊富な温泉資源に恵まれていることから数多くの文人墨客が訪れており、旅の歌人と称される若山牧水も川の源流を訪ねる旅で老神温泉に立ち寄り、歌碑などが残されている。

昭和31年9月30日には旧東村と旧赤城根村が合併し「利根村」となり、平成17年2月13日には地方分権時代に対応できる自治体への転換を図るため、沼田市と利根郡白沢村、同郡利根村の廃置分合により現在の「沼田市」となった。

○ 社会及び経済

旧利根村区域では、国道120号、主要地方道沼田大間々線をはじめとする基幹道路や生活道路網の整備及びモータリゼーションの進展により日常生活圏が拡大している。

産業については、かつては農林業がこの区域の基幹産業であったが、狭あい急峻な地形といった不利な耕作条件に加えて、外国からの輸入による農作物及び木材の価格低迷により、第1次産業の就業人口が減少し、第3次産業の就業人口が増加している。また、この区域は数々の名勝・旧跡、温泉など豊かな観光資源を有しており、社会経済の成長に伴い、観光入込客が増加し賑わいを見せたが、景気の低迷、レジャーの多様化及び高速交通網の発達により首都圏からの日帰り圏内となり、宿泊客やスキー場の入込客の減少が続いている。

イ 旧利根村区域における過疎の状況

昭和30年代の日本経済の高度成長により、大都市を中心に第2次・第3次産業の労働力が必要となる一方で、旧利根村のような農山村は、自然的、地形的条件により経営耕地面積が零細で就労の場もなく、冬期間は現金収入を得るために出稼ぎをしていたが、燃料革命により木炭需要が著しく減少し、有力な現金収入源を失うことになり、多くの人々がその区域を離れざるを得なくなった。この時代の社会・経済の著しい変化により都市部への人口流出が始まり、産業や地域間の所得格差、生活様式の都市化などが農山村において現れ、高校・大学・専門学校への進学者の増加による教育費の負担や交通手段の発達などが都市への人口流出を助長した。

このような背景から、中学・高校の新規学卒者の離村や季節出稼ぎから通年出稼ぎへの移行が進み、急激な人口減少を引き起こした。これを加速したものとして、農家後継者の未婚化及び晩婚化、出生率の低下を挙げることができる。過疎の原因は複雑多岐であり、大きく

は社会動向の変化であると考えられる。

過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づき過疎地域に指定されて以降、約50年間にわたり各種過疎対策事業を実施し社会資本の整備を行ったことにより、生活環境は一定の改善が図られたが、依然として過疎からは脱却できておらず、今後はハード・ソフトの両面から過疎対策事業を積極的に展開していく必要がある。

○ 人口の動向

本市の人口は、平成27年の国勢調査では48,676人で、群馬県の人口の2.5パーセントとなっている。平成以降の人口動態をみると、市全体の人口は減少傾向にあり、平成2年から平成17年までが17.2パーセントの減少、平成17年から平成27年までが20.1パーセントの減少となっている。

年齢別人口でみると、65歳以上の人口が14,831人で総人口の30.5パーセントを占めており、群馬県及び全国と比較しても高齢者の割合が高い。また、年齢別人口の推移については、65歳以上の人口が増加しているのに対し、15歳未満及び15歳から64歳までの人口は減少傾向にあり、本市の全体で少子高齢化が進んでいる。

旧利根村区域においては、昭和31年9月30日に利根村が発足した当時10,415人であった人口が、昭和35年には10,078人、昭和50年には6,610人、平成2年には5,875人、平成17年には4,865人、平成27年には3,887人と減少の一途をたどっており、年齢構成から見ると特に15歳未満及び15歳から29歳までの若年者人口が大幅に減少しているほか、近年では新たな傾向として65歳以上の高齢者人口も減少傾向にある。

このような人口減少を招いた要因としては、生越地区の境界変更による転出や菌原ダム建設に伴う水没移転をはじめ、事業所の閉鎖や中学・高校の卒業者を中心とする若年層の区域外転出などが挙げられる。また、人口減少の最大原因は、若者に魅力ある就労の場がないことであるため、今後も積極的に企業の誘致と地場産業の育成などにより雇用の確保を図り、若者のUJIターンによる定住を促進する必要がある。

○ これまでの対策

過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）に基づき過疎地域に指定されたことにより、過疎対策事業債による支援を昭和45年から昭和54年までの10年間で総額5億8,450万円、その後、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）の適

用により、昭和55年度から平成元年度までの10年間で23億8,870万円、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の適用により、平成2年度から平成11年度までの10年間で25億8,790万円、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の適用により、平成12年度から平成21年度までの10年間で15億7,680万円、平成22年度から令和元年度までの10年間で8億6,770万円、昭和45年度から令和元年度までの50年間では80億560万円をそれぞれ受け、過疎対策事業を実施し、様々な社会資本の整備を行うことができた。

○ 現状と今後の見通し

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法から始まった過疎法により過疎地域の生活基盤である公共施設については整備がされてきたが、住民生活に密着した事業は、今後、更に検討していかなければならない。時代の変遷とともに大きな転換期を迎える中では、行財政基盤の強化を図り、過疎の状況を踏まえつつ、地域で住民が何を必要としているかを的確に捉え、地域の特性を活かした施策を積極的かつ効果的に実施することが必要である。優れた自然環境と豊かな観光資源を活用し、住民参加による自主的かつ主体的な取組も求められる。また、市域が広く豊富な観光資源が印象的な反面、同様の観光施設が重複して設置されていることから、地域の特色を全面的に出しながら、広域的な地域振興を効果的かつ効率的に行う必要がある。

ウ 社会経済的な発展の方向性

旧利根村区域は、かつては林業や銅山関係従事者の増加、老神温泉の繁栄とともに人口も増加し、地域経済も活発であった。その後、林業の衰退及び菌原ダムの建設による老神温泉郷の水没、移転などにより転出が増加し、近年は少子高齢化に伴う人口減少が急激に進行するとともに、地域経済が縮小するという大きな課題を抱えている。

農業においては、耕作放棄地の増加及び担い手不足により衰退がみられるが、近代化により安定した経営を行う農家が多い地域においては、人口流出が鈍化する傾向もみられる。

輸入製品との競争、安心・安全な品質追求など農業を取り巻く環境は厳しいことから、農業後継者やU・J・Iターン者の受入環境を整備し、就農者の確保に努めるとともに、都市住民を巻き込んだグリーン・ツーリズムの活用と農産物のブランド化が望まれる。

観光業においては、平成22年度までは、観光入込客数が130万人を超えていたが、東日本大震災の影響もあり平成23年度には100万人余りに落ち込んだ。その後、平成25

年度には120万人を超え、令和元年度までは110万人余りを推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には64万人に激減した。感染症の終息や新しい生活様式の確立までは、観光業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続くことが懸念される。今後の新たな需要への対応策としては、周遊性・滞在性の向上や地域とのふれあいを図る観光施策の検討及び取組が有効と考えられる。そのためには、豊富な地域資源を活用した多様な観光ニーズに応じた魅力ある観光地づくりを進める必要がある。また、農業・観光業以外においても産業振興・雇用促進が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

表1-1(1)の人口の推移(国勢調査)旧利根村における総数では、昭和35年から昭和50年までの15年間の減少率が34.4パーセント、昭和50年から平成2年までの15年間で11.1パーセント、平成2年から平成17年までの15年間で17.2パーセント、平成17年から平成27年までの10年間の減少率が20.1パーセントとなっており、過疎化は加速傾向にある。

表1-1(2)の人口の推移(住民基本台帳)旧利根村における総数では、平成27年から令和2年までの5か年で539人減少し、減少率が12.9パーセントとなっている。

更に、表1-1(1)の人口の推移(国勢調査)旧利根村における年齢階層別人口の若年者比率では、昭和35年が20.6パーセント、平成2年が15.3パーセント、平成27年が10.0パーセントと減少しているのに対し、高齢者比率では、昭和35年が5.8パーセント、平成2年が17.7パーセント、平成27年が35.7パーセントと増加しており、少子高齢化の進行が顕著となっている。

表1-1(3)の人口の見通しは、平成27年から令和42年までの45年間の本市の人口予測を示したものであるが、平成27年では約5万人であったのに対し、令和42年にはその半分以上となっている。特に15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が著しく、今後本市を取り巻く環境がさらに厳しくなることが予想される。

表1-1(4)の産業別人口の動向(国勢調査)では、昭和50年以降は、第1次産業から第2次・第3次産業へ移行する傾向があり、近年は、第2次産業から第3次産業への移行が進んだことが分かる。

このことは、山村地域の主な産業であった農林業・養蚕などの第1次産業が、経済成長及び外国からの輸入により停滞し、零細な農家が第2次産業、第3次産業に移行したものであり、農業の近代化は生産基盤を強固にするが、農家人口の増加には必ずしもつながらないことを示

している。近年では、第2次産業から第3次産業への移行傾向があるが、いずれの産業についても就労の場が少なく、近年の道路交通網の整備及び自動車の普及により市街地周辺に就職する者が多くなっている。

広大な山野と美しい自然に恵まれ、産業的にも観光的にも開発の適地があるので、農業と観光との融合を図るとともに、住みよい環境づくりと保全に努め、住民の生活の場を確保することにより、人口の増加も期待される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) 旧利根村

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,078	人 6,610	% △34.4	人 5,875	% △11.1	人 4,865	% △17.2	人 3,887	% △20.1
0歳～14歳	3,934	1,629	△58.6	1,057	△35.1	624	△41.0	418	△33.0
15歳～64歳	5,555	4,256	△23.4	3,778	△11.2	2,799	△25.9	2,083	△25.6
うち 15歳～ 29歳(a)	2,080	1,295	△37.7	901	△30.4	666	△26.1	387	△41.9
65歳以上 (b)	589	725	23.1	1,040	43.4	1,442	38.7	1,377	△3.9
(a)／総数 若年者比率	% 20.6	% 19.6	—	% 15.3	—	% 13.7	—	% 10.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.8	% 11.0	—	% 17.7	—	% 29.6	—	% 35.7	—

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) 沼田市全体

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 56,823	人 54,943	% △3.3	人 56,099	% 2.1	人 53,177	% △5.2	人 48,676	% △8.5
0歳～14歳	19,821	14,019	△29.3	10,857	△22.6	7,727	△28.8	5,872	△24.0
15歳～64歳	33,832	35,988	6.4	37,138	3.2	32,487	△12.5	27,742	△14.6
うち 15歳～ 29歳(a)	13,228	11,991	△9.4	9,928	△17.2	7,699	△22.5	6,016	△21.9

65歳以上 (b)	3,170	4,934	55.6	8,085	63.9	12,909	59.7	14,831	14.9
(a)／総数 若年者比率	% 23.3	% 21.8	—	% 17.7	—	% 14.5	—	% 12.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 5.6	% 9.0	—	% 14.4	—	% 24.3	—	% 30.5	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳) 旧利根村

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 5,574	—	人 5,289	—	% △5.1	人 4,713	—	% △10.9
男	2,772	% 49.7	2,610	% 49.3	△5.8	2,302	% 48.8	△11.8
女	2,802	% 50.3	2,679	% 50.7	△4.4	2,411	% 51.2	△10.0

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 4,167	—	% △11.6	人 3,628	—	% △12.9
男 (外国人住民除く)		2,041	% 49.0	△11.3	1,775	% 48.9	△13.0
女 (外国人住民除く)		2,126	% 51.0	△11.8	1,853	% 51.1	△12.8
参 考	男 (外国人住民)	104			80		
	女 (外国人住民)	30			24		

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳) 沼田市全体

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 56,812	—	人 55,618	—	% △2.1	人 52,837	—	% △5.0
男	27,749	% 48.8	27,080	% 48.7	△2.4	25,674	% 48.6	△5.2
女	29,063	% 51.2	28,538	% 51.3	△1.8	27,163	% 51.4	△4.8

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 50,180	—	% △5.0	人 46,442	—	% △7.4
男 (外国人住民除く)		24,434	% 48.7	% △4.8	22,581	% 48.6	% △7.6
女 (外国人住民除く)		25,746	% 51.3	% △5.2	23,861	% 51.4	% △7.3
参 考	男 (外国人住民)	232			330		
	女 (外国人住民)	267			306		

表 1－1（3） 人口の見通し（第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略より）

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
沼田市 総人口	48,676	45,816	42,864	39,947	37,028	34,065	31,108	28,233	25,473	22,828

※国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

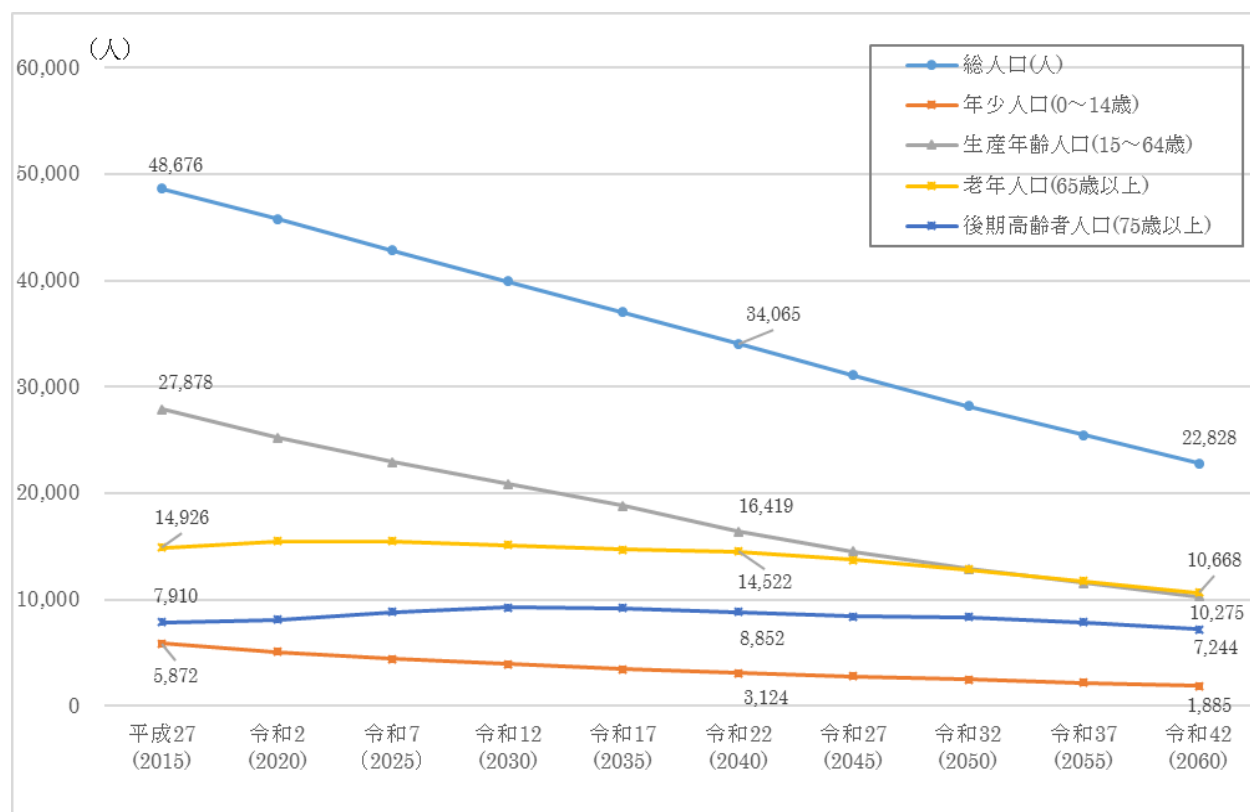


表 1－1（４） 産業別人口の動向(国勢調査) 旧利根村

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,942	人 3,399	% △31.2	人 2,977	% △12.4	人 2,484	% △16.6	人 2,078	% △16.3
第一次産業 就業人口比率	% 68.9	% 43.4	—	% 31.6	—	% 28.1	—	% 30.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 13.6	% 23.9	—	% 26.3	—	% 24.4	—	% 20.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 17.5	% 32.7	—	% 42.1	—	% 47.5	—	% 48.4	—

表 1－1（４） 産業別人口の動向(国勢調査) 沼田市全体

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 26,348	人 26,723	% 1.4	人 28,688	% 7.4	人 26,790	% △6.6	人 24,516	% △8.5
第一次産業 就業人口比率	% 48.6	% 26.8	—	% 15.7	—	% 12.7	—	% 12.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 17.8	% 27.2	—	% 30.0	—	% 26.8	—	% 24.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 33.6	% 46.0	—	% 54.2	—	% 60.0	—	% 61.7	—

（３）行財政の状況

最近の社会経済の情勢に加えて、本市は中山間地域に位置し、地方交付税等の依存財源が市税等の自主財源を大幅に上回っており、大変厳しい財政状況となっている。

表 1－2（１）の市町村財政の状況における経常収支比率では、平成 27 年度が 94.2 パーセント、令和元年度が 97.2 パーセントであり、実質公債費比率では、平成 27 年度が 10.6 パーセント、令和元年度が 8.5 パーセントとやや改善されているが、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される。健全な財政運営を確保していくためには、積極的に行財政改革へ取り組み、事業の重点化・効率化を図っていく必要がある。

表 1－2（１） 市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	21,898,562	23,409,593	24,848,158
一 般 財 源	14,971,711	14,653,291	14,001,165
国 庫 支 出 金	2,817,055	2,517,764	2,710,237
都道府県支出金	1,299,465	1,749,058	1,681,331
地 方 債	1,467,516	2,341,259	3,688,839
うち過疎対策事業債	0	44,700	153,500
そ の 他	1,342,815	2,148,221	2,766,586
歳 出 総 額 B	21,298,982	22,753,514	23,824,625
義 務 的 経 費	10,128,318	10,395,927	10,274,010
投 資 的 経 費	2,038,762	2,869,107	4,372,315
うち普通建設事業	1,890,167	2,805,197	4,312,864
そ の 他	9,131,902	9,434,765	8,940,832
過疎対策事業費	0	53,715	237,468
歳入歳出差引額C(A-B)	599,580	656,079	1,023,533
翌年度へ繰越すべき財源 D	79,843	187,450	363,326
実質収支 C-D	519,737	468,629	660,207
財 政 力 指 数	0.521	0.514	0.522
公 債 費 負 担 比 率	16.2	13.9	13.7
実 質 公 債 費 比 率	—	10.6	8.5
起 債 制 限 比 率	11.9	—	—
経 常 収 支 比 率	94.4	94.2	97.2
将 来 負 担 比 率	—	—	85.6
地 方 債 現 在 高	20,701,623	19,515,898	27,336,226

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況 旧利根村

区 分	昭和55年度	平成 2 年度	平成12年度	平成22年度	令和元年度
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	4.3	19.0	32.6	39.8	39.8
舗 装 率 (%)	14.8	27.8	39.3	42.5	42.7
農 道					
延 長 (m)	18,146	18,146	18,146	—	—
耕地1h a 当たり農道延長 (m)	10.9	11.2	11.6	—	—
林 道					
延 長 (m)	121,586	164,694	180,354	—	—
林野1h a 当たり林道延長 (m)	11.2	43.4	46.6	—	—
水 道 普 及 率 (%)	91.2	95.8	98.5	99.2	98.7
水 洗 化 率 (%)	—	21.2	49.2	48.9	59.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況 沼田市全体

区 分	昭和55年度	平成 2 年度	平成12 年度	平成22年度	令和元年度
市 町 村 道					
改 良 率 (%)		22.5	31.2	34.5	36.7
舗 装 率 (%)		47.3	56.9	58.8	60.4
農 道					
延 長 (m)		137,570	33,324	41,558	33,052
耕地1h a 当たり農道延長 (m)		28.6	7.3	—	—
林 道					
延 長 (m)		225,779	240,533	87,527	87,527
林野1h a 当たり林道延長 (m)		16.7	18.1	—	—
水 道 普 及 率 (%)		98.2	99.5	99.6	99.2
水 洗 化 率 (%)		60.9	53.9	71.2	73.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		22.2	16.2	14.8	14.3

（４）地域の持続的発展の基本方針

急速に進む人口減少及び少子高齢化による地域経済・地域コミュニティに与える影響は多大であり、自治体経営を困難な状況にしている。このような社会情勢に対応するため、「地域の特長を活かした自立的で持続可能なまちづくりを進める」ことが求められている。

本市では、沼田市第六次総合計画（平成２９年度から令和８年度まで）において、市民の交流を深めながら、住民や来訪者にとって居心地のよいまちを創造するため、まちづくりの将来像を次のとおり設定した。

「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」

この将来像を実現するために目標人口を設定し、３つの重点施策とそれに対応した６つの大綱により事業を展開し、まちづくりを進めている。

（重点施策）

- ① ２０歳代から４０歳代までの若年層・子育て世代の転出を抑制する。
- ② 子育て支援策を充実・推進し、合計特殊出生率の大幅な改善を図る。
- ③ 子育て後世代のＵＩターンを促進し、５０歳代以上の社会減を解消する。

（施策大綱）

- ① ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり（保健・医療・福祉）
- ② 人と自然にやさしい持続可能なまちづくり（自然環境・生活環境）
- ③ 未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり（教育・文化）
- ④ 歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり（都市基盤）
- ⑤ ブランド力と交流による元気創生のまちづくり（地域経済）
- ⑥ 市民協働のまちづくり（構想の推進）

一方で、これまで過疎地域における公共施設の整備は、国や県の様々な財政支援のもとに実施してきたが、過疎地域の振興には、地域の創意工夫に基づく自主的・主体的な取組が求められている。豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源、区域の大半を占める森林・農地が持つ国土保全、水源かん養、自然環境の保持、地球温暖化防止等の多面的公益的機能など、都市部とは異なる過疎地域の魅力と可能性を再認識し、これを都市部住民にも情報発信しながら、過疎地域の人々が地域で誇りと生きがいを持って生きていけるような地域社会を構築する必要がある。

本計画においては、これまでの事業効果等を踏まえながら上位計画等と相互に連携を図りつつ、地域の持続的発展を目指し、次の基本方針を基に各種施策を展開する。

ア 自然環境の保全及び地域資源の整備と魅力の発信

（ア）森林が持つ公益的多面的機能への寄与

利根川水系の上流地域における責任として、森林が持つ水源かん養及び災害の未然防止等の機能を維持・増進するため、その保全・整備に努めるとともに、森林資源活用のための林業振興を行う。

（イ）農業経営基盤の強化とブランド化

農業の基盤整備や経営の規模拡大を推進し、経営基盤の強化を図る。また、安全・安心で高品質な農産物のブランド化及び6次産業化を推進し、地域の活性化を図る。

（ウ）地域資源の活用・保全と情報発信

吹割の滝・老神温泉をはじめとした、地域が有する豊かな自然や歴史・文化等の様々な地域資源の保全・活用に努め、その魅力を広く発信するとともに、これらの地域資源の連携により、商工業、観光業等が一体となった地域の持続的な発展を目指す。

（エ）移住・定住・交流の推進

地域の魅力をPRするとともに、都市住民のニーズに対応した受け皿となれるよう、環境整備を進め、移住・定住・交流人口の増加に努める。

イ 環境に配慮した健康で住みよい環境づくり

（ア）ライフステージに合わせた健康づくり

過疎地域は、医療体制が脆弱であり、高齢化、生活習慣病の増加等により医療需要は増大しているため、適正な医療の確保に努めるとともに、健康診断やがん検診の充実など、自らの健康に対する意識の高揚を図りながら、疾病予防を中心に総合的な健康づくりのための事業を実施する。

（イ）快適な生活環境の整備

住民生活に欠かせない道路や上下水道、排水施設等の生活基盤の整備充実を図り、快適で衛生的な生活を送るための環境整備を行うとともに、環境に優しい循環型社会の形成に向けた取組を進める。

（ウ）低炭素社会の実現

再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進により、低炭素で持続可能なまちづくりを目指す。

ウ 明日をひらく教育文化の推進

（ア）学習環境の整備と学習体制の強化

地域住民が生き生きと暮らすことのできる魅力的なまちを目指すには、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる環境が必要である。このため、次代を担う子どもたちが、たくましく、そして豊かで思いやりのある心を育むことのできる学習環境の整備を促進するほか、多岐にわたる地域住民の生涯学習ニーズに対応できる体制づくりを推進する。

（イ）地域における伝統文化の継承

地域住民が、地域で受け継がれてきた伝統文化を知り、その文化を継承していく機運を高めるため、若者層の文化活動への参加促進を図り、後継者の養成に努める。

エ 住民参加による地域の活性化

（ア）地域を担う人材の育成

過疎地域では、少数で広範な分野にわたる様々な課題に取り組まなければならない、地域の持続的発展のためには、各世代の住民が地域の運営に主体的に関わる参加の機会を充実させ、地域を担うという意欲を高めていくことが重要である。このため、そのような地域の諸問題に取り組む人々を確保・育成する取組を推進し、住民主体の住民参加による活発なまちづくりを目指す。

（イ）地域間交流の促進

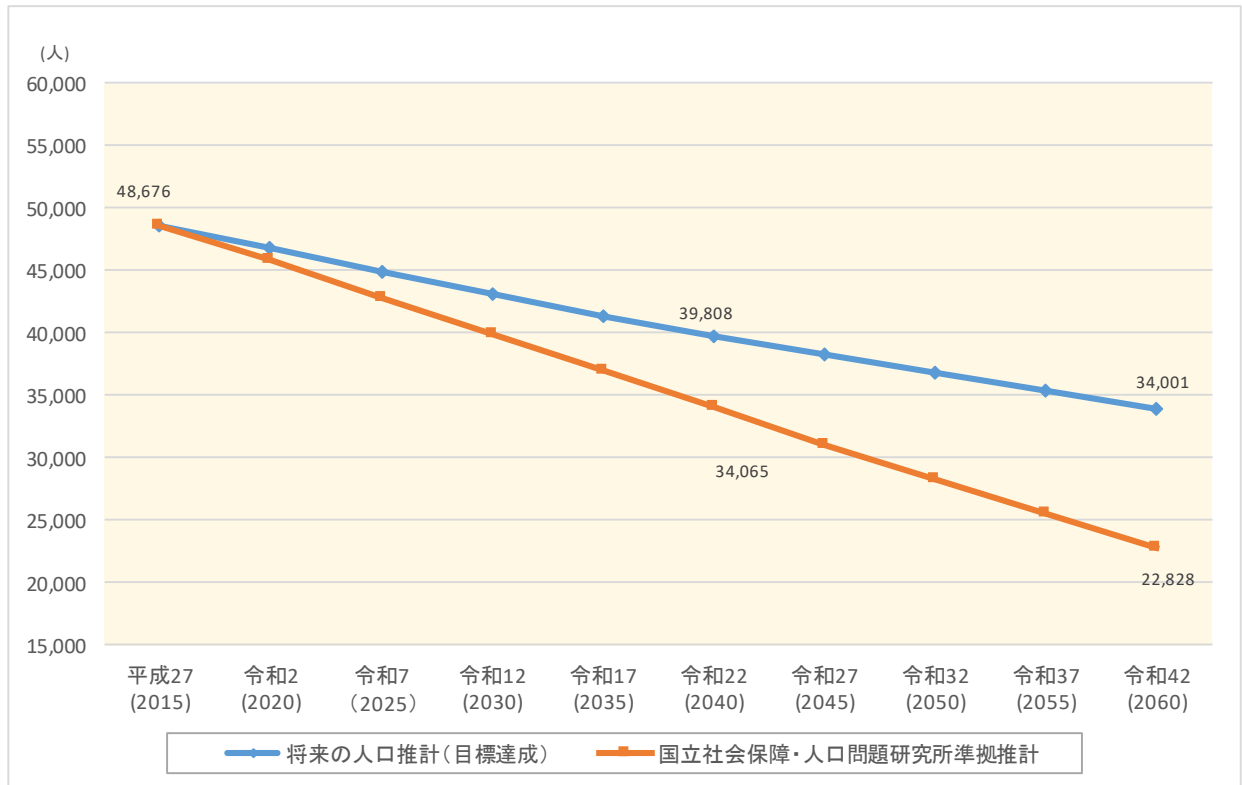
過疎地域において、都市をはじめとして他の地域との交流を進めることは、経済的、社会的及び文化的な側面で大きな効果をもたらすものであり、持続的発展を図る上で重要である。このため、豊かな地域資源を活用した地域間交流を積極的に推進し、地域の活性化を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 本市の人口ビジョン（第2期沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略より）

(ア) 長期的展望

- ・ 令和22（2040）年に人口規模40,000人
- ・ 令和42（2060）年に人口規模34,000人



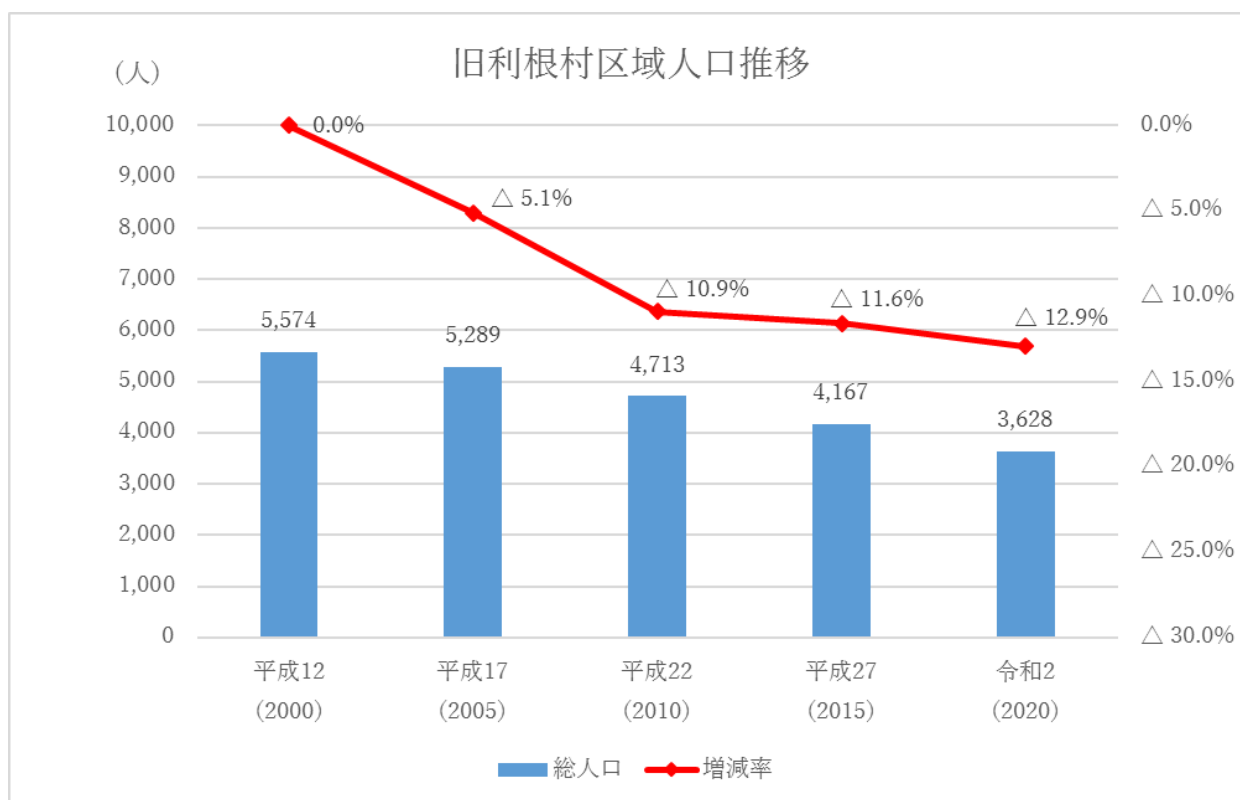
(イ) 将来人口目標

令和42年（2060年）における人口を推計値よりも11,000人の増加を目標とする。

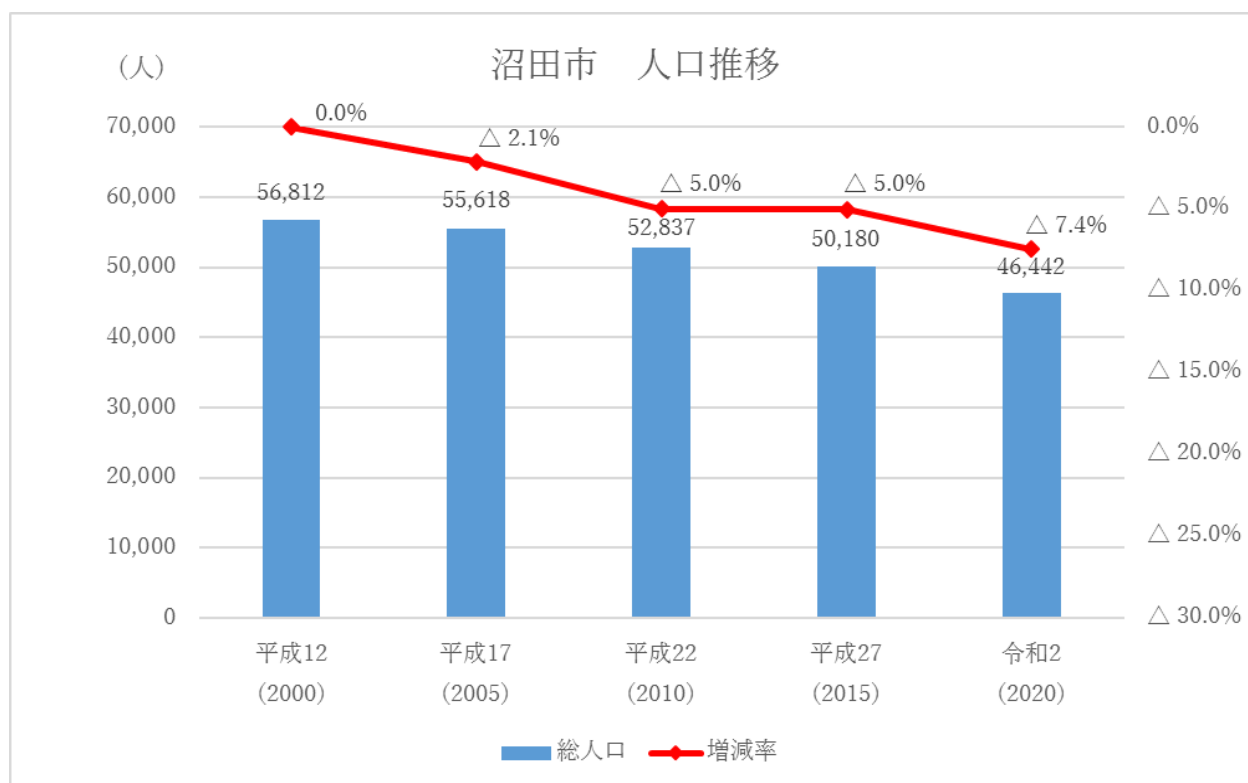
イ 旧利根村区域における目標

旧利根村区域においては、人口減少の進行が速く、人口減少率も増加傾向にあり、直近の5年間の人口減少率は12.9パーセントとなっている。本計画においては、計画期間の人口減少率の増加を抑えることを目標とする。

○旧利根村区域人口推移（表１－１（２）人口の推移（住民基本台帳）旧利根村より）



○沼田市人口推移（表１－１（２）人口の推移（住民基本台帳）沼田市全体より）



（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画期間が終了した翌年度の令和８年度に人口動態等を基に評価を実施する。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

平成２９年３月に策定した「沼田市公共施設等総合管理計画」では、「少子高齢化及び人口減少により社会保障関係費の増加や税収の減少が見込まれる中、持続的な市民サービスの提供及び財政運営を実現するには、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していく必要がある。」としており、「新しい公共施設のかたちを未来へつなげよう」を基本理念として掲げ、次のとおり基本方針及び目標を設定している。

○ 基本方針

ア 施設の長期活用

- ・ 日常点検、法定点検、緊急点検を確実に実施し、各施設の現状を的確に把握するとともに情報を蓄積することにより、事象発生に伴い修繕を行う「事後保全」から事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な施設の保全と長寿命化の取組を実践する。

イ 施設の機能や規模の最適化

- ・ 人口減少・少子高齢化に伴う市民ニーズの変化に対応するため、総合的かつ計画的な施設整備を推進する。
- ・ 施設の機能や規模の適正化を図り、住民との協働も考慮しながら、質の高いサービスを維持する。
- ・ 災害時の避難場所等として公的な性質を持ち維持更新していかなければならない施設が多いが、利用率の少ない施設等は用途変更を図るなど、有効活用が可能な形を検討し、公共施設保有量の最適化に取り組む。

ウ ライフサイクルコストの縮減と更新投資の平準化

- ・ 施設の総合的かつ計画的な管理を推進し、建設から廃止までの総コスト（ライフサイ

クルコスト)の削減に努める。

- ・ 「予防保全」を重視し、大規模修繕等の時期を調整することで更新投資の平準化に取り組む。

○ 目標

- ・ 公共施設 保有量(延床面積)を40年間で40パーセント削減
- ・ インフラ 利用需要の変化に応じた総量の最適化による更新投資の平準化や抑制を目指す。

本計画においても、「沼田市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 現況及び問題点

ア 移住・定住に向けた環境

新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、田園回帰の志向が高まり、情報通信技術等の活用によるサテライト・オフィスやテレワークといった形態での働き方が注目されているが、大きな流れにはなっていない。また、人口減少問題を抱える状況の中、企業誘致による雇用の創出をはじめとする環境整備の重要性が再認識されており、地域社会・地域環境との共生が図れる企業の誘致が求められている。

旧利根村区域においては、就労の場が少ないことから、若者の多くが高校や大学を卒業すると同時に転出するため、青年層の人口が著しく減少するとともに、出生数も減少するという悪循環となっている。

地域資源を活用した企業誘致と地場産業の振興を図り、若者の雇用の場の確保と定住できる環境整備が地域住民から期待されている。

本市では、令和2年12月に「利根沼田地域定住自立圏形成協定」を片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町と締結し、翌年2月には「利根沼田地域定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域を形成する自治体が連携して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、

地域活性化を図る取組を始めた。

イ 地域間交流

市民が築き上げてきた地域文化や地域の情報を広く全国へ発信していくことが必要である。高度情報化、高速交通網の整備等によって、都市住民との交流の手段は飛躍的に拡大しているため、そのような基盤を活用した都市間交流を今後も積極的に進めていく必要がある。

旧利根村区域においては、美しい自然環境や地域とのふれあいを求めて訪れる多くの都市住民に「やすらぎ」や「癒し」の場を提供するとともに、吹割の滝を有する片品川やその片品川を支流に持つ利根川の清らかな水は、首都圏の人々の生活及び産業を支えている。

この利根川の上流地域としての価値を全国に向けて発信するため、森林整備や環境保全活動を通して都市住民との交流を促進し、農山村と都市との共生を図る必要がある。また、農山村の文化や自然環境は教育的機能を有するという観点から、子ども達に対する健全育成や情操教育等の場として積極的な活用を図る必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の推進

自然環境に恵まれた地域でこころ豊かに暮らしたい、働き方を変えたいという、「田園回帰」の潮流が高まる中、このような志向を持つ都市住民のニーズを的確に捉え、受け皿としての環境を整備することが重要である。そのニーズの把握及び情報発信を行うため、移住コンシェルジュを活用し、移住相談・移住体験等のPRに努める。

旧利根村区域においては、特に人口減少や高齢化の進行が速く、現役世代の移住・定住を図るため、企業誘致や地場産業の振興を推進する。また、地域おこし協力隊を募り、その活動を支援することにより、地域振興の取組等が期待される。

イ 地域間交流の対策

地域文化を全国に向けて発信するとともに、準市民制度や姉妹都市下田市との交流等により都市住民との人的交流や物流、情報、観光等の相互交流を引き続き推進する。

旧利根村区域においては、豊かな自然環境や観光資源の保全・整備を図り、その魅力を都市住民に発信し、グリーン・ツーリズム等による交流人口の増加を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域 間交流の 促進、人 材育成	(2) 地域間交 流	曲屋管理運営事業（屋根葺替）	市	
		曲屋保全整備事業	市	
	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	曲屋管理運営事業 【事業内容】 指定管理による施設の管理運営 【事業の必要性】 市重要文化財の適正かつ円滑な管理 【見込まれる事業効果】 施設の価値の維持及び観光交流拠点としての活用	市	
		地域おこし協力隊設置事業 【事業内容】 「南郷の曲屋」の管理運営サポートを行う隊員の設置 【事業の必要性】 人口減少・高齢化が進む地域の振興 【見込まれる事業効果】 地域の活性化及び隊員の定住	市	
		都市間交流事業（田舎体験ツアー） 【事業内容】 首都圏在住者を対象にした田舎生活及び文化体験企画の実施 【事業の必要性】 都市間交流・移住の推進 【見込まれる事業効果】 関係人口・交流人口・移住者の増加	市	
		都市住民との交流促進事業（少年野球） 【事業内容】 横浜市で開催される交流大会への参加及び同市のチームを当市に迎えての親善大会の開催 【事業の必要性】 農山村住民と都市住民の相互理解による参加・連携を通じた地域の活性化 【見込まれる事業効果】 青少年の健全育成・体力向上及び都市間の交流・親善の促進	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本的方針
博物館等	【長寿命化・計画修繕】 ・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。

3 産業の振興

(1) 現況及び問題点

ア 農業

本市においては、農家数、農家人口とも減少傾向にあり、農業の担い手不足や従事者の高齢化が深刻な問題となっている。農業をやりがいのある職業として選択し得る魅力づくりと意欲のある農業経営者を育成していくことが急務となっている。また、遊休農地が増大しつつあることから、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、国土保全や環境問題などを踏まえた新たな農業経営を想定した生産基盤の確立が求められている。

農産物に関しては、消費者の立場に立った食料品の生産を検討するとともに、新たな流通体制を検討していく必要がある。

今後も農村地域の良さを継承・向上していくために、自然環境と調和した持続的な農業環境の確立に努めるとともに、農村の良さを更に活かしながら集落の環境整備を図っていく必要がある。

旧利根村区域においては、農業構造改善事業、山村振興等農林漁業特別対策事業、野菜指定産地育成事業等の各種事業指定を受け、基盤整備、近代化施設整備、環境の整備等を行った結果、生産性の向上や労働力の省力化などの著しい成果が見られた。

輪組、多那及び二本松地域では、赤城西麓土地改良事業による幹線導水路等のかんがい施設の整備や県営畑地帯総合整備事業が実施され、生産基盤の整備が進んでおり、最近ではパイプハウス等を活用した施設野菜栽培が導入されて用水の利活用が進展している。

今後は、コンニャクやウド、野菜類に多く見られる連作障害に対応した輪作体系の確立や家畜排せつ物処理施設の整備により生産される堆肥の活用を含め、中山間地域の農業における高冷地特有の農業振興策を実践することが課題である。また、中山間地域における農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補うための中山間地域等直接支払制度や、地域協働活動の支援を行う多面的機能支払制度の導入等を通じて、農村地域の多面的機能の連携を図る必要がある。

イ 林業

本市の森林は、水源かん養や災害の未然防止、自然景観の保全等の公益的機能として重要な役割を果たしてきたが、林業の担い手不足や所有者の意欲減退により放置森林の増加や有害鳥獣の生息域の拡大など様々な問題を抱えている。

このため、健全な森林の育成や林業従事者の就業環境の充実などに取り組み、適正な森林施業を計画的に行っていくことが必要である。

旧利根村区域においては、林業構造改善事業、林業地域総合整備事業、民有林林道開設事業、林業経営作業道開設事業等の各種事業を実施してきた。しかし、海外から木材が大量に輸入されることなどによる木材価格の長期にわたる低迷が、林業従事者の経営意欲の低下や減少を招き、手入れがされず荒廃した森林が増えてきている。

このため、地域産材利用の活性化に努め、林業振興や林道整備の充実を図りながら、森林の公益的機能の維持・増進に取り組む必要がある。

ウ 観光

本市は、雄大な自然環境のもとに豊富な温泉や観光施設が存在し、それぞれが多種多様に整備されている。今後も埋もれた観光資源の発掘や充実を図り、本市の観光振興の柱である「食」、「歴史」、「自然」を広くPRし、地域資源を活かした観光ルートを整備することにより、多様な観光需要に応えられる体制づくりを進めていく必要がある。

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に観光業は厳しい状況に置かれており、感染症対策の徹底や新しい事業展開等が必要となっている。

そのような中、旧市役所跡地においては、民間提案制度によりその土地の活用を検討し、令和5年度に大型ビジネスホテルが開業されることとなった。本市の観光及び経済への波及効果が期待される。

旧利根村区域においては、老神温泉を中心として、天然記念物及び名勝である吹割の滝、

その下流にある菌原湖、皇海山をはじめとする雄大な山々に加えて、日帰り温泉施設である南郷温泉しゃくなげの湯、古民家である南郷の曲屋等の観光資源に恵まれている。

モータリゼーションの発達や道路網の整備、長引く景気低迷により観光客も宿泊型から日帰り型へ変わり、観光消費額の減少が顕著となっている。

今後は、観光客のニーズを捉え、本市の豊富な観光資源をPRし、農林業等との連携による地域の特色を活かした広域的な観光事業を推進する必要がある。

エ 商工業・情報通信産業等

本市の商業は、一般小売店において年間販売額、従業員数とも急激に減少傾向にあり、道路交通網の発達に伴う購買力の地域外流出や郊外型大型店の進出による新たな商業核の形成などにより、既存商店街の空洞化・地盤沈下が進んでいる。

市と商工会議所・商工会では、個別の事業者の経営近代化を進めるため、バックアップ体制づくりとその充実を図るとともに、魅力ある商店街の形成を推進していくことが期待されている。

工業についても事業所数は減少傾向にあり、現在、あらゆる業界に不可欠となっている情報通信産業も含めて、工業適地等への企業誘致が望まれる。

旧利根村区域においては、日用品を販売する店舗もあるが、自動車の普及によって市中心部や大型店舗へ商品を求める傾向がある。しかしながら、高齢化の進行に対応するため、日用品等の地元供給を確保する必要から、きめ細かいサービス提供体制を構築するなど、地域住民のニーズに対応した商業振興の方策等の検討が求められる。また、農林業・観光産業の活性化を推進し、それらと連携した事業の開発が期待される。

(2) その対策

産業振興分野の対策においては、周辺市町村や関係機関との連携・協力に努め、効果的・効率的に事業を推進する。

ア 農業の充実

本市に適した農地の利用集積や農作業の受委託を推進するとともに、農業後継者の育成や都会からのU J I ターン者の受け入れ環境を整備するなど、就農者の確保及び支援に努め、持続可能な農業経営基盤を整備することが必要である。また、地域特性を活かした6次産業化を推進し、地域の力を創造していくことが求められている。

旧利根村区域においては、山林に囲まれた中山間地域のため、鳥獣被害が年々深刻化して

おり、その対策に取り組む必要がある。防護柵等による被害防除、里山の整備などの生息環境管理及び適切な保護管理を基本とした捕獲を行う。追貝、平川及び多那地域は、営農意欲が高く後継者が多いが、農地中間管理事業を活用し、中心経営体の分散している農地を集約、効率化を図る必要がある。また、都市住民を巻き込んだグリーン・ツーリズムの活用と安全・安心かつ新鮮で高品質という付加価値を全面的に打ち出した直売所の活用を促進し、産地のブランド化を図るなど、農産物を安定して供給することによる就農者の所得向上へ繋がる対策を推進する。

イ 林業の充実

治山、治水、自然環境の保全等の大局的見地に立ち、国等の関係機関と連携を図り、保安林整備事業等の導入による森林整備を積極的に促進するとともに、林業、木材産業の再興を図るため、地域産材の利用を推進する。

旧利根村区域においては、沼田市森林整備計画に基づいて、林道や作業道の整備を推進するとともに、造林、間伐、除伐等に力を入れ、国産材の復活を視野に入れ優良材を生産するため継続して事業を実施する。また、野生動物の進入を防ぐための施設の整備と水源かん養機能の維持・増進を図るための森林整備が必要である。

ウ 観光の充実

恵まれた自然景観、歴史的文化遺産、温泉、食文化等の地域資源を活用し、併せて農林業との連携を図り農山村と都市の交流の場や自然とのふれあいの場を整備する。観光客が安全・安心で楽しく散策できるよう、自然との調和を図りながら観光案内看板、遊歩道、トイレ等を整備する。滞在時間・宿泊を増やすためには、老神温泉の活性化が必要である。地場産業を活かした取組としては、農林業体験プログラムの開発・強化を推進する。また、豊富な観光資源をネットワーク化し、群馬県・利根沼田地域など関係機関と連携を図り、情報発信を広く戦略的に行い、多様なニーズに対応した魅力ある観光地づくりを推進する。

エ 商工業・情報通信産業・その他の産業の充実

中小事業者の近代化・合理化の促進や商業集積を進め、中心商店街の再生と維持・活性化を図る。工業及びその他の産業については、工業適地等への企業誘致の強化を図る。

旧利根村区域においては、日用品や食料品の販売を中心に、事業者の組織強化による地域内消費拡大を推進するとともに、観光地としての特色を生かした農産物等の販売体制の充実

を図る。また、地場産業との連携により、新たな産業の開発、最近のテレワークやワーケーションといった形態に対応できるICT分野の企業誘致にも努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	農業用施設保全整備（用水路改修）	市	
		中倉午房原線改良事業	市	
		水向頭無線改良事業	市	
		多那265線改良事業	市	
		土地改良区への補助事業（ハード分）	市	
	林業	森林整備事業	森林 組合	
		民有林治山事業	県	
		林業作業道整備事業	森林 組合	
		石戸線改良	市	
		鬼岩線舗装	市	
		小中新地線舗装	市	
	(3) 経営近代 化施設 農業	園芸振興事業（農業用施設及び機械整備支援）	J A 利 根 沼田 等	
	(9) 観光又は レクリエ ーション	吹割の滝周辺整備事業 安全施設・遊歩道等整備	市	
		老神温泉周辺整備事業 観光会館・温泉休養施設・遊歩道等整備	市	
	(10) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	畜産振興対策事業 【事業内容】 各酪農組合への殺虫剤等の配布 【事業の必要性】 畜産業により発生する悪臭・ハエ等の公害問題 【見込まれる事業効果】 公害問題の低減	J A 利 根 沼田	
		環境保全型農業推進事業	市	

		【事業内容】 ドロクロ缶等の回収及び処理と農家への処理費用の助成 【事業の必要性】 農業用資材の適正処理 【見込まれる事業効果】 廃プラスチックの自己焼却や野積みの防止及び適正な処理の推進		
		有害鳥獣対策事業 【事業内容】 有害鳥獣の捕獲及び野生動物の追い払い 【事業の必要性】 有害鳥獣が農地・人家等へ侵入する被害の増加 【見込まれる事業効果】 野生動物による農作物への被害の軽減及び農業経営の安定化	市	
		観光施設維持管理事業 【事業内容】 吹割の滝への監視員の配置及び観光施設・観光看板等の維持管理 【事業の必要性】 安全・安心な散策環境の整備 【見込まれる事業効果】 自然と調和した施設管理による観光交流人口の増加	市	
		観光宣伝事業 【事業内容】 観光パンフレットの作製及び各種PR活動 【事業の必要性】 豊富な観光資源のPR及び広域的な観光事業の推進 【見込まれる事業効果】 観光交流人口の増加	市	
		観光団体組織育成事業 【事業内容】 観光協会運営費の補助 【事業の必要性】 地域振興施策の推進及び観光客に対するサービス向上 【見込まれる事業効果】 総合的な観光行政の推進と観光交流人口増加による活性化	市	
		土地改良区への運営補助事業 【事業内容】 旧利根村区域3土地改良区の運営費に対する補助 【事業の必要性】 受益者の負担軽減による生産意欲の維持・向上	市	

		【見込まれる事業効果】 農業経営の安定化		
	(11) その他	鳥獣害対策食害防止柵整備事業 南郷温泉しゃくなげの湯・交流施設管理運営事業	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本の方針
レクリエーション施設・観光施設	【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は、民営化を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は、廃止を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況及び問題点

ア 通信施設等

過疎地域における情報通信基盤の整備は、日常生活の利便性の向上や産業振興を図る上で重要である。

平成7年度に移動通信用鉄塔、局舎、無線設備等を整備し、携帯電話が利用できない地域は、おおむね解消されている。

テレビについては、区域内をカバーエリアとする利根、片品、白沢及び利根大原の4中継局の全てが、平成21年度までに地上デジタル化整備を完了している。

山間地のため自然地形により地上波放送が受信できない地域も多く、区域内の10地域(平川、大楊、大原、園原、根利、小松、柿平、南郷、青木及び砂川)では、それぞれ自主共聴組合を設置し、又はNHK共聴施設により難視聴対策が図られており、地上波放送受信についても、共同受信施設の改修が図られている。

イ 情報化

インターネットの普及や著しい情報処理機器の処理能力の向上及びネットワーク環境の発達を背景とし、市民生活の利便性向上のための地域情報化の必要性は、非常に高い状況にある。

旧利根村区域においては、平成22年度に光ファイバーケーブルを整備したことにより、インターネット環境の向上が図られた。しかし、高齢者を中心に情報通信技術を活用していない住民も多いため、今後は高齢者への利用支援が望まれる。

(2) その対策

ア 通信施設等

住民だれもが高度情報通信社会の利益を享受できるよう、光ファイバー等の高度情報化に対応した情報通信網の維持・整備に努める。

旧利根村区域においては、住民の要望に応じるため、通信施設等について一層の充実を図る。

イ 情報化の推進

情報の基盤整備により公共施設等のさらなるネットワーク化を図るとともに、保健、医療、福祉の関係機関との情報化を推進する。また、情報のデジタル化が進む中、住民間での情報格差が生じないように、環境の整備のほか情報技術利用に向けた支援に努める。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報 化	(3) その他	光ファイバー設備維持管理事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況及び問題点

ア 道路体系

本市の主な道路は、一般国道である１７号、１２０号及び１４５号の３路線、主要地方道である沼田大間々線、平川横塚線及び昭和インター線の３路線並びに一般県道である。

旧利根村区域においては、国道１２０号が中央を縦貫し、これを主軸として主要地方道沼田大間々線、一般県道である日向南郷大原線、老神温泉線、平川横塚線及び沼田赤城線が各集落を結んでいる。

沼田大間々線は、利根沼田地域と東毛地域を結ぶ主要幹線道路として、県道の中でも特に重要な路線であり、産業・文化の振興に果たす役割が大きい。さらに、国道１２０号は、本市中心部から利根町東部地区までを結ぶ幹線道路であり、経済・文化活動の動脈として重要な役割を担っている。平成２６年には交通の難所であった椎坂峠を迂回する椎坂トンネルが完成し、供用が開始されたため、アクセスが改善された。この国道は栃木県へ通じる重要な路線でもあるが、冬期間は閉鎖されているので、年間通行を強く要請するとともに、沼田・日光間については規格の高い道路の整備を望むものである。

イ 道路整備

主要な幹線市道についての道路改良は進んでいるものの、まだ十分な水準とは言えない状況である。また、市街地や新興住宅地については狭あいな道路が多く、沿線住民の理解と協力のもとに、計画的な道路改良を進める必要がある。

旧利根村区域においては、県内の状況と比較すると整備の遅れがみられ、住民の日常生活や諸活動をする上で不便を来している現状である。さらに、豪雪地帯であるという自然条件のため、冬期間の交通確保を図ることも重要な課題である。

ウ 交通手段

過疎化とモータリゼーションの進展等に伴い、路線バスの利用者は徐々に減少し、民間事業者が不採算路線の一部を廃止したため、代替策として住民の足の確保を目的に、昭和51年4月9日から旧道路運送法第80条に基づく村営による自家用有償バスとして運行（根利～尾瀬高校間）を開始した。

現在は、安全運行の確保及び事業効率を両立させるため、旧道路運送法第21条の許可事業所に運行を委託し、路線バスを存続させているが、過疎化の進行や自家用車の普及、広範な地域に人口が分散する山間地特有の地形から、利用者数の増加は見込めない状況にある。

高齢者や高校生など交通弱者の救済のためには、路線バスのデマンド化など効率性を踏まえた交通手段の確保が不可欠である。

（２）その対策

ア 国・県道の整備促進の要請

国・県道は、産業の振興や都市部との交流などのために非常に重要な役割を果たしており、旧利根村区域においては、国道120号追貝及び大原地内の道路整備の促進、国道120号金精峠の年間通行の実施及び県道日向南郷大原線の改良・安全施設の整備について要請している。

イ 市道・農林道の整備

広域的道路ネットワークや生活道路ネットワークの整備により、周辺町村との連絡性の向上及び地域の実情への配慮のもと、安全で快適な生活道路の形成に努める。

旧利根村区域における市道の整備については、基幹的生活道路を優先に維持、改良、舗装等を実施し地域住民の安全確保を図る。また、農林道については、集落を結ぶ重要な役割を

果たしている農道、林道の改良や舗装、安全施設の整備を図る。

ウ 交通手段の確保

過疎化の進行に伴い、地域住民の日常生活に必要な交通手段を維持するため、デマンドバスなど効率性を踏まえた生活交通の確保を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	T101号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T102号線 道路改良	市	
		T103号線 道路改良	市	
		T105号線 道路改良	市	
		T106号線 道路改良	市	
		T107号線 道路改良・落石防護・橋りょう補修	市	
		T109号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T215号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T2049号線 道路改良	市	
		T2108号線 道路改良	市	
		T5119号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T6005号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T6015号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		T6020号線 道路改良・橋りょう補修	市	
		消雪施設維持管理事業（ハード分）	市	
	その他	高沢隧道・大庭隧道補修事業	市	
	(3) 林道	青木輪久原線改良	市	
		赤倉栗生線改良	市	
		老神穴原線改良	県・市	
		老神大楊線改良	市	
		大島線舗装	市	
		小沢線改良	県	
		真菜板倉線改良	市	
	(9) 過疎地域 持続的発	路線バス運行事業 【事業内容】 路線バス運行費の補助	市	

	展特別事業	【事業の必要性】 日常生活に必要な交通手段の確保 【見込まれる事業効果】 公共交通機関の維持による交通弱者の救済及び住民福祉の向上		
		デマンドバス運行事業 【事業内容】 デマンドバス運行委託 【事業の必要性】 日常生活に必要な交通手段の確保 【見込まれる事業効果】 公共交通機関の維持による交通弱者の救済及び住民福祉の向上	市	
		消雪施設維持管理事業 【事業内容】 融雪施設の適正な維持管理 【事業の必要性】 急勾配な道路での降積雪期における事故の発生 【見込まれる事業効果】 冬期間における事故防止	市	
		T 3 2 5 7 号線千歳橋点検調査 【事業内容】 専門家による点検調査 【事業の必要性】 老朽化による損傷により総重量規制を実施 【見込まれる事業効果】 橋りょうの長寿命化に向けた検討の実施	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本的方針
道路	・「道路整備基本計画」、「舗装長寿命化修繕計画」等に基づき整備を進める。 ・維持管理や調査・点検作業の合理化を進める。 ・利用需要の変化に応じて道路網の再構築を検討する。 ・打ちかえ工事は、経年管理から状態管理へと変更し、計画的な更新により費用の縮減を目指す。
橋りょう	・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき管理を行う。 ・更新に投下する費用に見合う便益が見込めないものは、廃止・撤去を検討する。
トンネル	・「トンネル長寿命化修繕計画」等を策定し、計画的な維持管理を行い、費用の縮減に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況及び問題点

ア 簡易水道事業

水は人間の生命維持に欠かせないものであり、安全かつ安定的に供給することが水道事業の最大の使命であることから、浄水施設や配水施設の整備・改善に努める。

簡易水道や上水道において、老朽化した施設等の計画的な整備を図るだけでなく、経営・管理の合理化を推進すべく、簡易水道の上水道への編入など、広域化の検討が必要である。

旧利根村区域においては、利根北部簡易水道として平川、追貝、高戸谷、大楊、老神、大原及び園原の7集落を、利根南部簡易水道として輪組、多那、二本松、青木及び砂川の5集落をそれぞれ一本化して給水しており、水源は湧水、表流水及び井戸水を使用している。他の集落は地形上一本化ができないため、集落ごとに水道施設が設置されている。これらの施設全体において老朽化が進んでいるため、計画的な更新を行っていく必要がある。特に、導・送水管が急傾斜地に埋設され、漏水が多発していることから、配水池の水位低下も頻繁に発生し、住民生活にも支障を来しているため、早急な対策が必要である。

イ 衛生施設

衛生施設は、生活及び事業で発生する廃棄物を適切に処理し、生活環境の保全や公衆衛生の確保のために無くてはならない施設である。

旧利根村区域においては、旧利根村と片品村で利根東部衛生施設組合を設置して、一般廃棄物の共同処理を行っており、合併後も継続している。ごみ処理については、資源化施設及び焼却施設を平成10年度に建設して稼働中であり、最終処分場については平成12年度から供用を開始しているが、し尿処理については、施設の老朽化により処理が困難となったため、平成21年度から沼田市外二箇村清掃施設組合へ処理を委託している。

循環型社会の構築に向け、持続可能な適正処理及び処理経費の削減の観点から、広域化による施設整備やそれに伴う分別方法の統一化等が今後の課題である。

ウ 汚水処理施設

汚水処理施設は、居住環境を快適なものとするだけでなく、公共用水域の水質保全を図る観点からも欠くことのできない基幹的な施設である。

旧利根村区域においては、集合処理方式で特定環境保全公共下水道事業として平川、追貝、

高戸谷、大楊、老神及び大原地区を、農業集落排水事業として輪組、多那及び二本松地区の整備を実施し完了している。また、個別処理方式で、それ以外の地区を合併処理浄化槽設置整備事業として推進している。

特定環境保全公共下水道事業については、利根水質浄化センターが平成13年、農業集落排水事業については、輪組地区処理場が平成10年、輪久原地区処理場が平成11年、中倉地区処理場が平成13年、多那・二本松地区処理場が平成21年にそれぞれ供用開始となっている。今後、維持管理費用が増加することから財源の確保や計画的な整備が必要となる。また、合併処理浄化槽設置整備事業については、対象地区内において市からの補助金により事業を推進している。

エ 住宅対策

住宅困窮者に対する支援の方策として、市営住宅の供給が必要であるが、老朽化が進んでいる建物が多く、計画的な更新が求められる。今後は、民間事業者のストックを活用した支援の検討も必要である。また、高齢者や身体障害者向けの住宅、駐車場の整備等も推進していく必要がある。

旧利根村区域においては、平成3年度から平成10年度までの間に、追貝A団地（2棟、4戸）、南郷団地（2棟、4戸）、大楊団地（2棟、4戸）、老神団地（1棟、16戸）、輪組団地（2棟、4戸）、多那団地（5棟、10戸）及び大原団地（4棟、16戸）の住宅団地の整備を進めてきた。

市営住宅は、住宅環境支援の方策として不可欠なものであるため、核家族化に対応して住宅の供給を行い、過疎の歯止めと人口の定着化を進める必要がある。

オ 消防防災体制

火災等から住民の生命・財産を守るため、利根沼田広域消防本部と沼田市消防団の連携を密にするとともに、消防施設の整備拡充及び自主防災組織の育成強化を図り、初期対応により被害を最小限に食い止められる消防防災体制の整備及び予防消防の普及徹底を図る必要がある。

（２）その対策

ア 簡易水道

安全で安定的な水源を確保するとともに、取水・配水・浄水施設の老朽化対策及び衛生的

な維持管理を徹底する。また、導・送・配水管については、耐震化を考慮した計画的で効率的な整備を行い、簡易水道事業の基盤強化を図る。

イ 衛生施設の充実

資源循環型社会の構築を図るため、ごみの分別排出及び分別収集の一層の徹底及び促進を図り、住民一人一人の意識啓発に努め、ごみの再資源化を推進する。

ウ 污水处理施設の充実

地域の実情に応じた施設整備や維持管理等、污水处理施設の計画的・効率的な普及・整備を図る。

エ 市営住宅の充実

住宅困窮者へ市営住宅を安定して供給できるよう、計画的に整備及び改修を行う。

オ 消防及び防災施設の設備充実

住民に対し、防火・防災意識の普及啓発を図り、消防団員の確保及び研修を強化し、消防団体制を確立する。また、消防施設及び設備の整備拡充を行い、消防力の強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	浄水施設整備	市	
		配水施設整備	市	
	(2) 污水处理 施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道整備	市	
	農村集落排 水施設	農業集落排水建設事業	市	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(5) 消防施設			

		消防施設整備 防火水槽	市	
		消防施設整備 消防機械器具置場整備事業	市	
		消防施設整備 消防車両整備事業	市	
	(8) その他	急傾斜地崩落防止事業	県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本的方針
消防施設	【長寿命化・計画修繕】 - 耐震基準を満たさない施設の更新を検討する。 - 維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
公営住宅	【長寿命化・計画修繕】 - 維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 - 空き家の有効活用、民間施設の借上げや更新時は、P F I 方式等を検討する。 【必要性の検討】 - 必要性の低い施設は廃止を検討する。
供給処理施設	【最適配置・規模】 - インフラ整備計画に基づき、今後とも整備を行うが、需要動向に応じて計画の中止や規模の縮減等を図る。 【長寿命化・計画修繕】 - 予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
上水道	「水道ビジョン」、「長寿命化計画」等に基づき、効率的な経営を目指すとともに、減災等への対応にも努める。
下水道	諸計画に基づき、経営の合理化を検討するとともに、継続的に管理向上を目指す。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況及び問題点

ア 子育て環境

共働き家庭の増加、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化など、子育て環境の変化により、子育て家庭の負担や不安を和らげるような環境の整備が望まれている。

保育園については、少子化の中、子育て支援の側面も含め、保育サービスの充実や施設整備を進めていく必要がある。

旧利根村区域においては、利根保育園と多那保育園があり、園舎の改築を行い施設の老朽化の解消に努めてきたが、経年劣化により改修の必要性が生じてきている。

保育園は、女性の社会進出と出生率の減少に加えて核家族化が進む中、仕事と子育ての両立支援のための環境整備を行い、次代を担う園児の心身ともに健全な育成に努めている。また、少子化や核家族化が進み家庭や地域の子育てを取り巻く環境が変化する中、国は仕事と子育ての両立のための環境整備等の課題に対応し、質の高い幼児期の教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、事業の実施主体である市町村に事業の実施に関する計画の策定を義務付けている。

本市では、国の取組や社会情勢を踏まえ、子どもたちが豊かな自然の中でかけがえのない存在として育まれるまちづくりを進めるため、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画により継続して支援を実施している。

イ 高齢者等の保健・福祉

近年の医療技術の進歩や保健事業の推進などにより、平均寿命は大きく伸長し、市民の健康水準も向上してきた。

一方で、本格的な超高齢社会を迎え、本市においても令和2年10月の高齢化率は34.1パーセントで、3人に1人以上が高齢者となり、認知症高齢者や一人暮らし高齢者も増加している状況である。また、介護者の高齢化も進み、3人に2人が60歳以上で今後も「老老介護」の増加が見込まれる。

このような状況の中、高齢者に対する保健・福祉事業を推進し、「高齢になっても安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、「生き生き長寿のまちづくり計画」を策定し支援に取り組んでいる。

旧利根村区域においては、保健福祉サービス提供の拠点施設として、ディサービスセンターが平成8年4月に開設され、通所による各種サービスを提供し、要介護者等の生活のサポートや社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上とその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、高齢者福祉の増進に努めてきた。平成12年4月には、介護保険制度の開始と同時に在宅介護支援センターを開設し、住民からの保健、医療、福祉等の相談窓口として必要とされる職種による早急な実態把握及びサービスの調整に努めている。また、この区域は、市

の中でも高齢化の進行が速く、支援や援護及び介護を必要とする高齢者が増加しており、今後、保健、医療及び福祉にわたる介護サービス提供体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援の充実

妊娠、出産及び育児期における母子保健対策の充実を図り、切れ目のない子育て支援体制の構築を目指す。

保育園及び学童クラブについては、世帯の就労状況や保護者の考え方に応じたサービスを実施し、適切な提供体制を整える。

イ 高齢者等の保健・福祉の対策

高齢者が地域社会で充実した生活を送れるよう、家庭・地域社会・関係機関が一体となって、環境づくりを促進するとともに、高齢者一人一人が生きがいを感じ、安定した生活を送れるよう、学習、就業、社会活動等への積極的な参加を推進する。また、健康寿命の延伸を目指し、保健、医療及び福祉の十分な連携を図り、あらゆる社会資源を活用し、健康づくり等総合的な保健福祉の充実に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	利根保健福祉センター管理事業（ハード分）	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	利根保健福祉センター管理事業 【事業内容】 指定管理等による施設管理 【事業の必要性】 施設の適正かつ円滑な管理及び効率的な事業運営による地域福祉の推進 【見込まれる事業効果】 効率的な事業運営による住民サービスの向上	市	

		敬老バスカード助成事業 【事業内容】 高齢者に対するバスカード購入助成 【事業の必要性】 高齢者の移動手段確保及びバス路線の利用促進 【見込まれる事業効果】 交通弱者である高齢者の社会参加の促進	市	
--	--	--	---	--

（４）公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本の方針
幼稚園・保育園	【統廃合】 ・統廃合による適正配置を図る。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
児童施設	【複合化・多機能化】 ・他施設との多機能化、複合化を検討する。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・今後とも維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。
高齢者福祉・障害福祉・保健・その他社会福祉施設	【複合化・多機能化】 ・他施設との多機能化、複合化を検討する。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は、民営化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・今後とも維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

8 医療の確保

(1) 現況及び問題点

ア 地域医療

全ての市民が等しく医療機会に恵まれ、健康で快適な生活を営むことができるように医療体制を整備することは、地域社会にとって極めて重要な課題である。

旧利根村区域においては、北部地区に医院が1か所、南部地区については月2回の出張診療により対応している。また、身近な医療機関がない集落については、昭和45年11月から、へき地診療車の巡回を利根沼田広域市町村圏振興整備組合に依頼している。休日急患に対しては、昭和57年から沼田利根医師会との診療業務委託により休日急患診療所を開設し、平成26年度からは、沼田利根医師会地域医療センターにおいて、休日及び平日夜間に救急診療が行われている。

今後は、地域の医療需要に対応した医療体制の整備を促進し、救急及び医療体制の充実を図り、医療サービスの向上に努める必要がある。

イ 高齢化と生活習慣病

高齢化の進展と疾病構造の変化により、がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の割合が増加している。このような状況の中、平成22年3月に「沼田市健康増進計画 健康ぬまた21」を策定し、現在は令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間とする第2次計画により健康寿命の延伸等を目指している。

(2) その対策

ア 地域医療の充実

ますます多様化する地域医療や高齢社会のニーズに対応していくためには、地域医療ネットワーク等の医療体制の充実が求められる。

旧利根村区域においては、関係医療機関との連携強化により、住民が適正な医療を受けられるよう地域の実態に即した機能的な医療体制を確立するとともに、健康に関する知識や体力向上のための取組と保健指導の充実を図る。

イ 健康づくりの推進

食育や運動習慣など、ライフステージに応じた生活習慣病の予防対策に努める。また、病

気の早期発見・早期治療に繋げるため、健康診断等の受診を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特別事業	健康増進事業 【事業内容】 保健推進員・食生活改善推進員を活用した各種健康教室・健康相談の実施 【事業の必要性】 健康増進による健康寿命の延伸 【見込まれる事業効果】 生活習慣病の予防及び健康管理意識の向上	市	

9 教育の振興

(1) 現況及び問題点

ア 学校教育

本市は、一人一人の良さを大切に「社会の変化に主体的に関わり、未来社会を切り拓く力を身に付けた子ども」の育成を目指して、家庭と地域社会との連携を図り、全市をあげて教育実践に努めている。また、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒一人に1台の端末を整備し、ICTの活用が本格化する。このように児童生徒を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒の心に響くきめ細かな対応を一層考慮した指導や援助を行うとともに、国際化や高度情報化、環境問題等に対応した教育を推進していく必要がある。

旧利根村区域においては、小・中学校の統廃合を積極的に進め、平成28年4月時点で小学校2校、中学校2校となっている。また、児童生徒の安全を確保するため、老朽化した施設の整備や校舎等の耐震補強工事も実施している。

一方で、近年の少子化により児童生徒数は、依然として減少し続けている。多くの人との人間関係づくりをはじめ、確かな学力や豊かな心、健康な体の育成等の課題を解決するためには、学校規模だけでなく、学校の持つ地域的意義等を考慮する中で学校の適正規模について検討していく必要がある。また、学校の統廃合等により遠距離通学する児童生徒のスクー

ルバスによる通学支援についても、地域の特色に即した適切な対応を行う必要がある。給食については、令和2年に学校給食センターが完成し、沼田地区、白沢地区及び利根地区に分散していた施設の統合による効率化を図り、引き続き、安全・安心な食の提供と食に関する指導に努めている。

イ 社会教育

生涯学習・社会教育の推進を図るため、生涯学習推進協議会等の体制の整備や各種学級・講座等を開催するとともに、市民だれもが学びやすく、生涯のライフステージに合わせた学習ができる施設として、図書館等の社会教育施設の整備を図り、拠点づくりを進めてきた。地区公民館については、令和3年4月からコミュニティセンターとして形態を変えたが、引き続き、社会教育・生涯学習の活動拠点として役割を果たしていく。

旧利根村区域においては、教養教室や講座等を開催しているが、多様化する学習ニーズに対応するため、更に生涯学習情報の的確な把握・整理等に努め、学習支援を充実することが求められている。また、自主的に活動を行っている学習グループの育成と継続的な活動支援も必要である。

ウ 生涯スポーツ

近年、市民の日常生活において、余暇活動の増加、生活水準の向上等に伴い、健康意識が高まりを見せていることから、市民のスポーツ活動に対する多様なニーズが増大している。また、地域社会の連帯感の希薄化等により、地域のコミュニティ機能が低下する中であって、多様なスポーツ活動や健康保持増進活動を推進することは、地域の連帯感を高めるとともに、地域住民の活力を醸成することになるため、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備・充実が求められている。

旧利根村区域においては、各地域に社会体育施設を整備しており、これらの施設や学校施設の開放等により、各種スポーツ大会やスポーツ教室などを開催しているが、経年劣化による老朽化が進んだ施設の改修等が必要になっている。一方、既存施設の利用状況を検証し、統廃合等の検討も必要である。また、スポーツ関係団体の育成やスポーツ指導者の養成なども課題となっている。

エ 教育の連携

学校教育、社会教育及び生涯スポーツの各分野において、事業の推進に取り組んでいるが、

それぞれの分野が連携してより効果的に事業を推進し、地域の特色を活かした地域づくりに取り組んでいくことが求められている。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

学校教育は、確かな学力の向上や基本的生活習慣の形成、学校生活への適応、好ましい人間関係の育成に加えて、国際化や高度情報化社会、深刻化する環境問題などに主体的に対応できる児童生徒を育てる教育を推進する。また、スクールカウンセラー等を配置し、相談体制の充実に努め、児童・生徒の心の健康を支援する。

旧利根村区域においては、社会の変化に的確に対応し、国際理解教育、情報教育、環境教育及び豊かな自然や文化的資源を生かした「沼田大好き！ふるさと学習」による郷土学習の充実に努める。また、地域の特性に配慮して、小・中学校間の連携・一貫教育、県立尾瀬高等学校との連携を推進し、児童生徒の学力向上と豊かな人間性の育成に努める。

給食については、新設された学校給食センターにより、安全・安心な食の提供だけでなく、地産地消及び地場産米の活用並びに食育の推進を図り、児童・生徒の健康増進に努める。

イ 社会教育の充実

市民のニーズを的確に把握し、学習機会・学習内容の更なる充実を図るとともに、その学習成果をいろいろな形で活用し、地域社会への貢献等の生きがいにつなげていける「知の循環型社会」の構築に努める。

旧利根村区域においては、住民の学習意欲を的確に捉え、教養教室や講座などの各種事業を開催し、学習機会・学習内容の一層の拡充を図るとともに、学習・サークル活動等を自主的に行っているグループの育成を図るため、継続的な支援を行う。

ウ 生涯スポーツの充実

多様化するスポーツニーズに的確に対応し、スポーツ環境の整備・充実を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。

社会体育施設については、老朽化等に伴う改修計画を検討するとともに、既存施設の利用状況や地域性を考慮し統廃合の検討を行う。また、スポーツ関係団体の育成支援やスポーツ指導者の育成に努め、各種スポーツ大会やスポーツ教室などを開催し、スポーツに親しむ機会の充実に図り、地域住民の健康の保持増進・体力の向上を推進する。

エ 教育の連携の充実

学校教育、社会教育及び生涯スポーツの各分野において、学校、家庭及び地域社会との連携に努め、地域の特性を活かした教育に取り組み、活力ある地域づくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育 関連施設 スクールバ ス・ポート	スクールバスの購入	市	
	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	スクールバスの運行 【事業内容】 スクールバスの運行委託 【事業の必要性】 遠距離通学等児童生徒の通学支援 【見込まれる事業効果】 遠距離通学等児童生徒の安心・安全な通学の確保	市	
		小中学校パソコンシステム活用 【事業内容】 教育用コンピュータ・周辺機器の賃貸借及び保守 【事業の必要性】 小中学校における情報教育の推進 【見込まれる事業効果】 児童生徒の情報教育の推進及び教職員の業務の効率化	市	
	(5) その他	社会教育団体補助育成	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本的方針
学校	【統廃合】

	・統廃合による適正配置を図る。 【複合化・多機能化】 ・地域の拠点施設として、集会施設、子育て支援施設等との複合化・多機能化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設整備を検討する。
スポーツ施設	【集約化・類似機能の統合】 ・類似施設は、統合（機能の集約）により、最適配置・規模の適正化を図る。 【広域連携】 ・周辺自治体との広域連携による共同所有や類似施設での役割分担による施設の縮減を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は廃止を検討する。
集会・文化施設	【譲渡】 ・行政区ごとの集会施設は、原則として地元への譲渡を検討する。 【集約化・類似機能の統合】 ・類似施設は、統合（機能の集約）により、最適配置・規模の適正化を図る。 【複合化・多機能化】 ・周辺の施設を集約し、複合化・多機能化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・民間活力の導入を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は、廃止を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況及び問題点

地域の特性を活かしつつ生活様式の変化に対応した生活基盤の整備により、地域の活力を維持するとともに、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な集落の在り方について検討していかなければならない。

旧利根村区域においては、総面積は広いが、大部分を急峻な山々が占め、集落や農地は片品川や根利川などの流域に散在している。行政区は統廃合により13行政区に分かれているが、集落同士は道路で繋がっているものの、集落から集落までが離れている。今後、人口減少や高齢化の進行が著しい集落においては、生活環境の改善や集落の活性化に向けての取組が急務であり重要な課題である。各集落に設置されている集会所については、老朽化が進み、人口減少により利用日数も減少していることから、統廃合の検討が必要である。

(2) その対策

10世帯以下の集落や高齢化の進展により地域の伝統行事、共同作業等が困難な地域については、行政区の統廃合により一部分では解消されつつあるが、これらの地域においては、地域住民の意向を踏まえ、集落支援員の設置や生活支援をはじめ地域資源の活用、環境保全等、地域と一体となった取組を推進する。各集落の集会所については、統廃合を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	集落支援員事業	市	

旧利根村区域行政区別世帯数・人口一覧表

(令和3年3月31日現在)

	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	備 考
追 貝	245	546	
平 川	347	779	
大 楊	73	190	
高 戸 谷	66	152	
老 神	177	345	
大 原	177	410	
園 原	86	173	
穴 原	29	61	
根 利	68	112	
南 郷	88	155	
輪 組	72	166	
多 那	152	420	
二 本 松	70	144	
計	1,650	3,653	

11 地域文化の振興等

(1) 現況及び問題点

ア 芸術文化

市民の芸術文化活動に対する意識は高まり、多様化している。また、地域の発展のためには、地域で生まれ育った文化を振興し、地域の特性を継承・存続させていく必要がある。

旧利根村区域においては、文化祭や芸能祭などを開催しているが、参加者の固定化や高齢化が進んでいる。今後は、若年層の芸術文化活動への参加促進や芸術文化団体の活性化により、芸術文化活動の振興を図る必要がある。

イ 伝統文化・文化財

地域の風土や生活の中から生み出され継承されてきた風俗習慣・民俗芸能等は、地域を理解する上で欠かすことのできない伝統文化である。しかし、時代の変遷により地域に根ざした貴重な伝統文化の中には、消滅・縮小等の危機にさらされているものもあり、次世代に継承していくことが求められている。

旧利根村区域においても、地域における伝統文化が、時代の流れや後継者不足などのため失われてしまうことが危惧されている。伝統文化を継承・保存するためには、後継者の育成や伝承活動への支援などの取組が必要である。また、国の天然記念物及び名勝「吹割溪ならびに吹割瀑」等の多くの貴重な文化財について保存整備に努める必要がある。

(2) その対策

ア 芸術文化の振興

「森林文化都市」にふさわしい優れた芸術や文化の創造・発展を図るとともに、本市の特質を踏まえた個性豊かな文化の振興に努める。各種芸術文化団体の活動を支援し、併せて日頃の成果発表の機会を設けることにより、市民の文化意識の高揚を図る。

旧利根村区域においては、地域の文化力が地域活性化のために重要であるとの観点から、文化祭や芸能祭などの充実により若年層の参加促進を図るとともに、芸術文化団体の活性化により芸術文化活動の振興に努める。また、全国ふきわれ俳句大会や地域の特性を活かした文化事業を実施し、個性豊かな地域文化の振興に努め、文化の薫り高い地域づくりを推進する。

イ 伝統文化・文化財の継承、保存及び活用

旧利根村区域においては、民俗芸能等の後継者の養成や伝承活動への支援などを行い、伝統文化の継承・保存を推進する。また、国の天然記念物及び名勝「吹割溪ならびに吹割瀑」等の貴重な文化財を後世に残すため、適切な保存整備に努めるとともに、その特色ある資源を観光・教育等の活動において積極的に活用し、地域の振興を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業	地域の伝統文化支援事業 【事業内容】 文化祭・芸能祭・俳句大会の開催 【事業の必要性】 地域で受け継がれてきた伝統文化の継承 【見込まれる事業効果】 次世代が文化を継承していく機運の醸成	市	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況及び問題点

地球温暖化は、近年の異常高温や大雨、寒波といったさまざまな異常気象の原因とされ、その対策は人類にとって喫緊の課題となっており、令和３２年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す自治体が増加している。また、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、エネルギー環境を取り巻く社会情勢は大きく変化し、エネルギーの安定供給や災害時のエネルギー確保、さらに環境負荷の少ないエネルギーへの転換という観点から、再生可能エネルギーの導入が求められている。

本市においては、緑豊かな自然環境と良好な生活環境を次世代に引き継いでいくために、地域の特性にあった再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、省エネルギーを推進

して市域のエネルギー使用量の低減を図り、エネルギーの地産地消・自立分散化による持続可能な低炭素社会への転換が必要である。

(2) その対策

ア 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入

豊富な水や森林、日射量といった地域資源を活かした再生可能エネルギーを導入し、エネルギー自給率の向上を図る。

イ CO2排出削減と燃料費削減のための再生可能エネルギーの導入

新たに整備する公共施設や既存施設には、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。

ウ 災害時の安心安全のための再生可能エネルギーの導入

防災拠点や避難所となる公共施設には、自立電源としての機能を備えた再生可能エネルギーの導入を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能 エネルギー利用施 設	平川小水力発電所建設事業	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況及び問題点

ア 行政事務

平成17年2月13日に沼田市と利根郡白沢村、同郡利根村が合併し新生沼田市が誕生。

地方分権の推進、国・地方の著しい財政の悪化、少子高齢化の進展・環境問題など行政ニーズの多様化等、これらの課題に的確に対応していくため、今後更にサービスの高度化や多様化、また行政事務の効率化等を推進していく必要がある。

旧利根村区域においては、合併後、旧利根村役場を利根町振興局として位置付けて地域を統括・支援し、現在では支所として行政機能を維持している。この建物については老朽化が進んでおり、更新の必要性が生じている。

イ 地域づくり、人材育成等

住民が主体的に様々な活動を行うことは、活力のある地域社会を形成する上で重要であるため、生き生きと楽しく暮らすことができるよう住民の参画を推進し地域の活性化を図ってきており、行政主導型ではなく、地域住民や住民組織が中心となり地域づくりに取り組んでいくことが重要である。

ウ 地籍調査等

旧利根村区域においては、地籍の明確化を図り、開発、保全等の利用に資するため平成7年度から地籍調査事業を実施しており、平成20年度から一時休止している状況であるが、その必要性は高く、今後も計画的に事業の推進に努める。

(2) その対策

ア 行政事務

厳しい財政状況の中、市民サービスを低下させずに行政水準を維持していくためには、行政需要を的確に把握するとともに、高度情報化の一層の推進など事務の効率化を進める必要がある。

老朽化している利根支所については解体し、コミュニティセンターとの役割分担や効率化を考慮の上、その在り方を住民とともに検討していく。地域コミュニティの中心及び行政機能を維持する施設として、適切な規模の建物へ更新する。

イ 地域づくり、人材育成等

地域づくりの基本は、地域の課題を地域住民と行政が共有し、一体となって取り組むことにある。

住民と行政の連携のもと地域リーダーとなる人材の育成確保を図り、地域づくりを住民自

らが考えることにより、行政依存型から行政と住民が一体となった、地域の独創性を発揮した地域づくりを推進していくことが必要である。

ウ 地籍調査等

旧利根村区域においては、土地の基本的な情報を明らかにし、有効活用及び保全を図るため、その必要性により地籍調査を行い計画的な土地対策に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	(1) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	利根支所解体事業 【事業内容】 利根支所の解体 【事業の必要性】 建物の老朽化 【見込まれる事業効果】 コミュニティセンターとの複合施設として適当な規模の建物へ 移転	市	
	(2) その他	国土調査事業	市	
		地域づくり活動等推進	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

沼田市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設の統廃合及び長寿命化並びに維持管理費用の抑制及び平準化を図り、過疎地域の持続的発展に努める。

施設類型	基本的方針
庁舎等	【複合化・多機能化】 ・他施設との多機能化、複合化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

○事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業名のみ	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	曲屋管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
		地域おこし協力隊設置事業	市	
		都市間交流事業（田舎体験ツアー）	市	
		都市住民との交流促進事業（少年野球）	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	畜産振興対策事業	J A 利根沼田	当該施策の効果が将来に及ぶものの
		環境保全型農業推進事業	市	
		有害鳥獣対策事業	市	
		観光施設維持管理事業	市	
		観光宣伝事業	市	
		観光団体組織育成事業	市	
		土地改良区への運営補助事業	市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	路線バス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
		デマンドバス運行事業	市	
		消雪施設維持管理事業	市	
		T 3 2 5 7 号線千歳橋点検調査	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	利根保健福祉センター管理事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
		敬老バスカード助成事業	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	健康増進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバスの運行	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
		小・中学校パソコンシステム活用	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域の伝統文化支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	利根支所解体事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶものの

